

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して支給された助成金の課税関係

- 国や地方公共団体からの助成金については、個別の助成金の事実関係によって、次とおり課税関係が異なります。

非課税となるもの

- 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの。
- その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの。
 - ① 学資として支給される金品（所得税法9条1項15号）
 - ② 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号）

課税となるもの

- 上記の非課税所得となる助成金以外の助成金については、次のいずれかの所得として所得税の課税対象になります。

① 事業所得等に区分されるもの

事業に関連して支給される助成金

（例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど）

※ 補償金の支給額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには、税負担は生じません。また、支払賃金などの必要経費を補てんするものは、支出そのものが必要経費になります。

② 一時所得に区分されるもの

例えば、事業に関連しない助成金で臨時に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される助成金

※ 一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。

③ 雑所得に区分されるもの

上記①・②に該当しない助成金

※ 一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告不要とされています。

※ 国や地方公共団体による主な助成金等の課税関係については、次ページの【参考】をご確認ください。

なお、次ページの【参考】に記載がない助成金等の課税関係については、その助成金等の支給元である国や地方公共団体の窓口にご確認ください。

【参考】 新型コロナウイルス感染症等の影響に関する支給される主な助成金等の課税関係（例示）

非 課 税	<p>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法 7条） ・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法 7条） <p>【新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新型コロナ税特法」といいます。）が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金（新型コロナ税特法4条 1号） ・子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税特法 4条 2号） <p>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学資として支給される金品（所得税法 9条 1項15号） <ul style="list-style-type: none"> ・学生支援緊急給付金 ○心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法 9条 1項17号） <ul style="list-style-type: none"> ・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 ・東京都のベビーシッター利用支援事業における助成
課 税 (※)	<p>【事業所得等に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金（事業所得者向け） ・家賃支援給付金 ・農林漁業者への経営継続補助金 ・文化芸術・スポーツ活動の継続支援 ・東京都の感染拡大防止協力金 ・雇用調整助成金 ・小学校休業等対応助成金 ・小学校休業等対応支援金 <p>【一時所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金（給与所得者向け） ・Go To キャンペーン事業における給付金 <p>【雑所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金（雑所得者向け）

（※） 事業所得等の金額の計算においては、「総収入金額」から「必要経費」を差し引くこととされています。各種給付金等の申請手続に際して発生した費用（行政書士に対する報酬料金など）は、この必要経費に該当します。